

1. 横芝光町の将来人口推計

(1) 計画の目標年次と将来推計人口の設定

- 本計画は、上位計画となる横芝光町都市計画マスタープランと同じく概ね 20 年後の長期的な都市づくりを見据えた計画となります。都市計画マスタープランの計画期間は令和4年度から概ね 20 年間としており、土地利用ビジョンについては計画策定時から概ね 20 年後の 2040 年を見据えたビジョンとしていることから、**本計画についてもこれらの計画との整合を図るため、目標年次を『2040 年』**とします。
- 立地適正化計画の策定にあたっては、人口減少・少子高齢化の進行を踏まえ、今後の人口規模や人口構成の変化を客観的に把握し、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の規模や範囲、都市の骨格構造のあり方等について、合理的かつ客観的に検討していく必要があることから、**将来推計人口を設定**します。
- 本町では、現在策定中の「第3次横芝光町総合計画」において、複数パターンの将来人口推計を実施しています。立地適正化計画の策定にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の将来推計人口を採用することが推奨されています。
- しかし、町では今後成田空港の更なる機能強化に伴う空港内・外の新規就業者の増加による波及効果が想定されます。そこで本計画では、**波及効果を適切に評価した将来推計人口を設定するため、人口増の影響を加味した独自推計のうち、社人研推計の人口変化傾向に最も近い『低位推計』を採用**します。

(2) 『低位推計』による 2040 年時点での将来推計人口の分布

- 『低位推計』における 2040 年時点の推計人口 16,857 人を基に、国交省国土政策局による令和2年国勢調査を基準とした 250m メッシュ別将来推計人口を利用し、以下の手順でメッシュ単位の将来推計人口を算出しました。

手順 1: 将来人口総量の設定

『低位推計』における 2040 年時点の推計人口 16,857 人を町域全体の人口として設定。

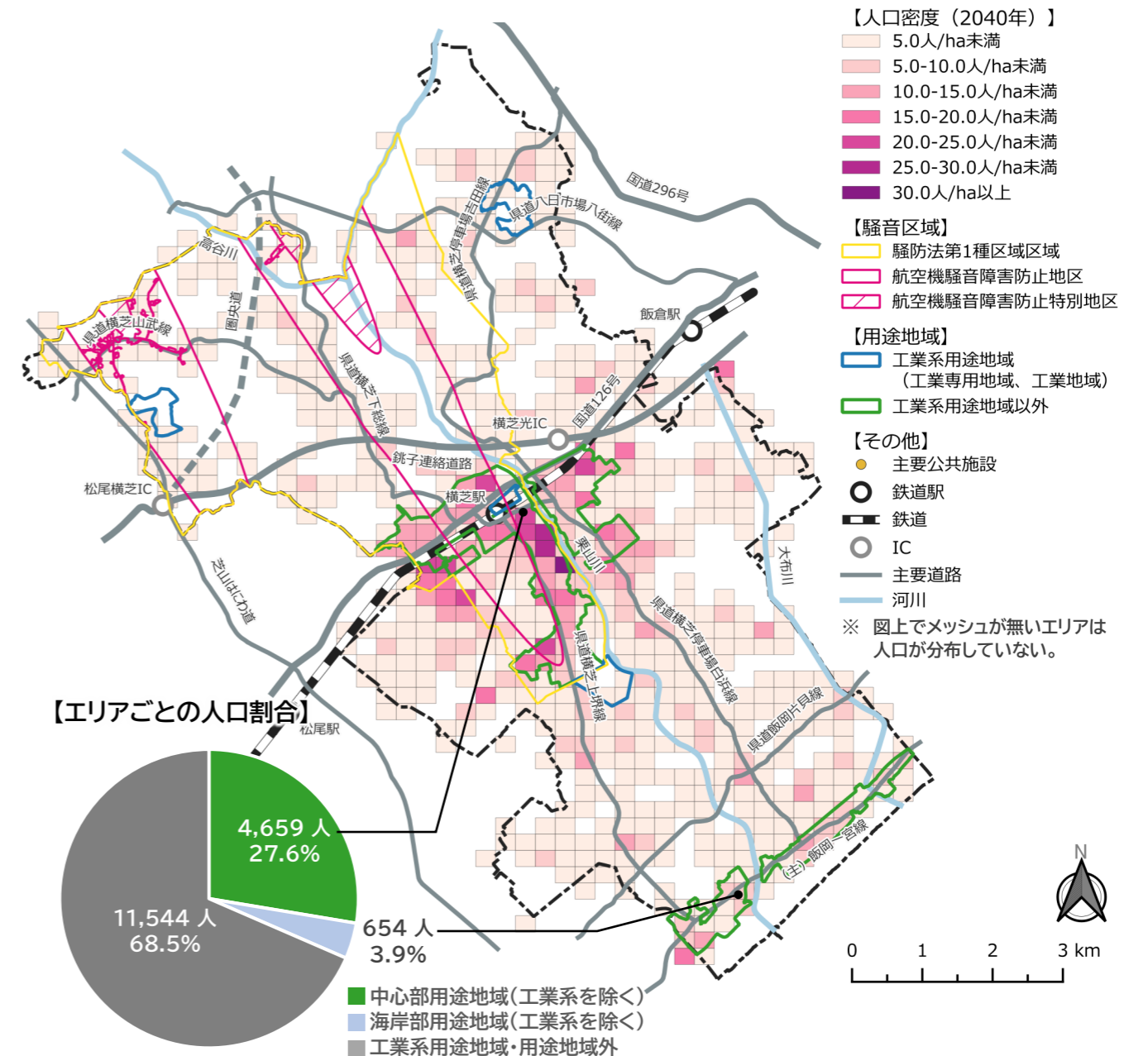
手順 2: 2040 年時点の町域内メッシュ人口総数の推計

2020 年時点における町域全体の人口(実績値)と町域にかかるメッシュ人口(実績値)の比率を用い、手順 1 で設定した数値に比率を掛けて 2040 年時点の町域内メッシュ人口総数の推計値を算出。

手順 3: メッシュ別人口の按分

国政局推計に基づく 2040 年時点のメッシュ別推計人口の構成比を用い、手順 2 で算出した町域内メッシュ人口総数を各メッシュに按分。

■ 『低位推計』による将来推計人口分布(2040 年)



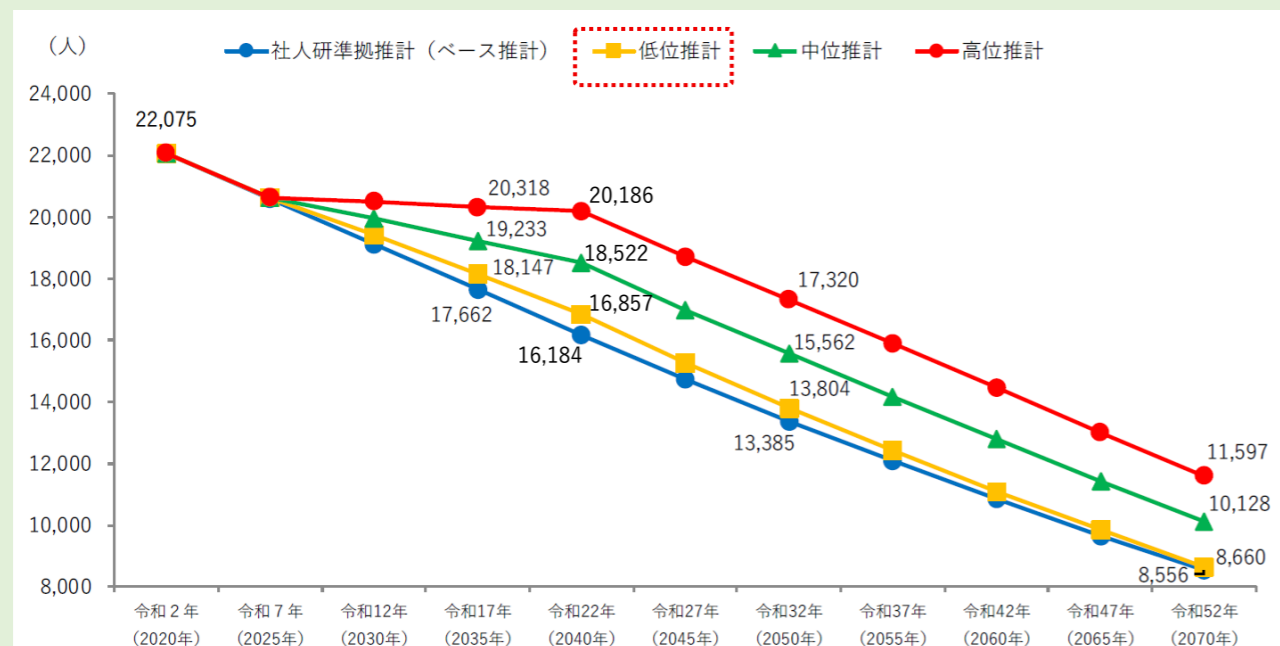
【参考】「第3次横芝光町総合計画」における将来人口推計パターン

① 社人研準拠推計(ベース推計)

令和2(2020)年の国勢調査を基にして社人研が推計・公表している『日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)』における仮定値(純移動率などのパラメーター)を採用し、推計期間を令和 52 年(2070 年)まで延長した推計

② 独自推計(低位・中位・高位の3パターン)

純移動率に近年の実績値から算出した値を用いたうえで、成田空港の更なる機能強化に伴う成田空港内・外の新規就業者及びその家族のうち、本町に定住する人口(成田空港関連開発人口)を加算し、パターンごとに成田空港関連開発人口の数を変化させた推計



(出典) 第3次横芝光町総合計画(素案)

2. 都市構造の分析

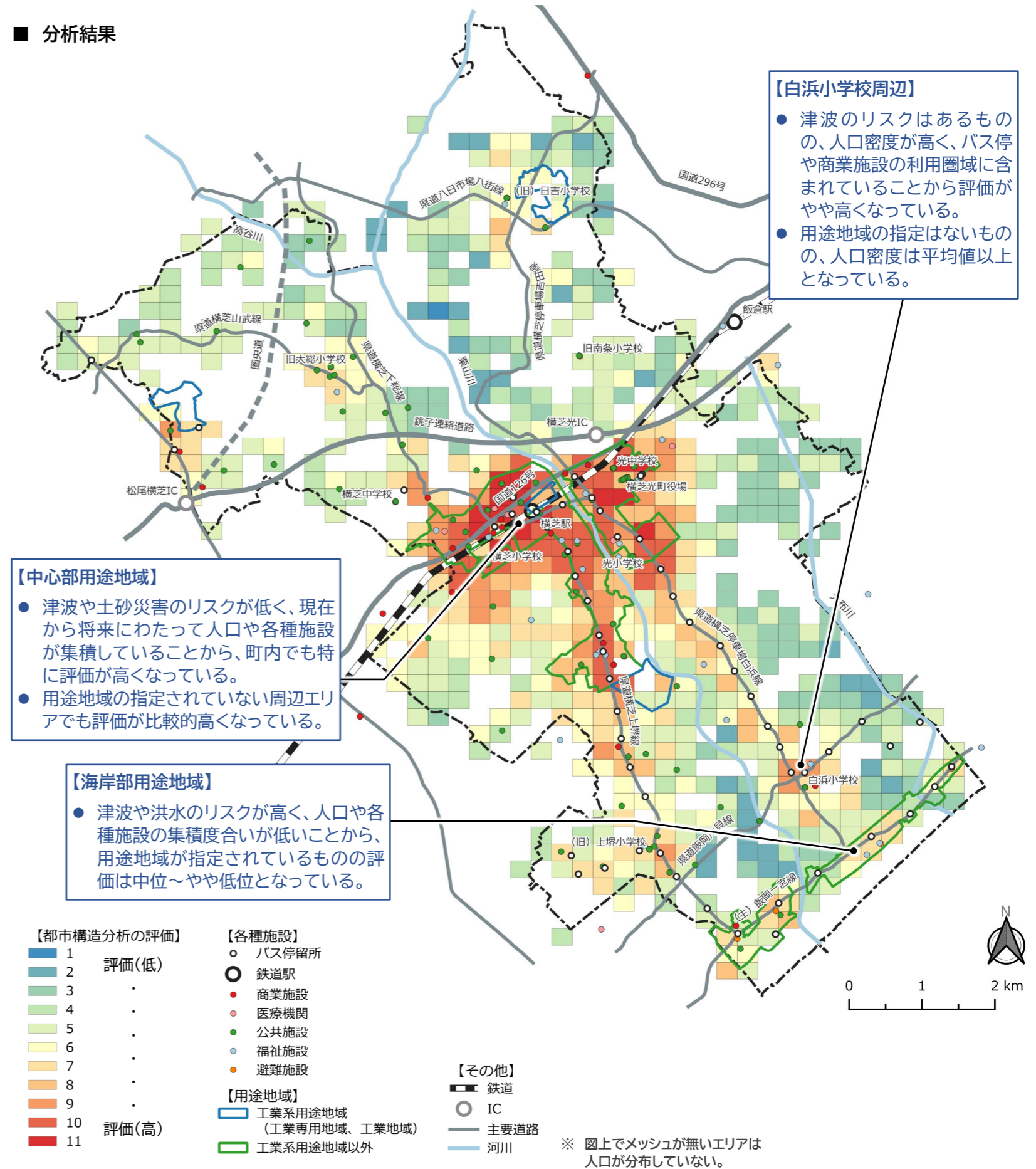
(1) 分析方法

- 本町の現状の都市構造が抱える課題や目指すべき将来像を検討するため、**都市構造分析**を実施します。
- 250m メッシュごとに、都市の持続可能性にかかる、「生活利便性」、「都市経営の持続可能性」、「災害リスク」の指標となる下記の項目について、「達成」または「未達成」の視点で評価したうえで得点化し、合計値を算出することにより、その分布状況を可視化することで、『**評価(得点)の高い地区=将来にわたって持続可能な暮らしが確保しやすい範囲**』を抽出しました。

■ 分析項目と評価指標

分析項目		評価=未達成「得点:0」	評価=達成「得点:1」
生活利便性	① 公共交通	メッシュ重心が公共交通利用圏域(鉄道駅から半径 1km もしくはバス停から半径 300m)に含まれない。	メッシュ重心が公共交通利用圏域(鉄道駅から半径 1km もしくはバス停から半径 300m)に含まれる。
	② 商業施設	メッシュ重心が徒歩利用圏域(半径 800m)に含まれない。	メッシュ重心が徒歩利用圏域(半径 800m)に含まれる。
	③ 医療機関		
	④ 公共施設		
	⑤ 福祉施設(子育て支援施設及び高齢者福祉施設)		
都市経営	⑥ 人口密度		
	⑦ 将来推計人口密度	2040年時点の平均値(3.82人/ha)未満	2040年時点の平均値(3.82人/ha)以上
災害リスク	⑧ 災害リスク(地震)	メッシュが揺れやすさマップにおいて「やや揺れやすい」、「揺れやすい」または「非常に揺れやすい」となっている。	メッシュが揺れやすさマップにおいて「やや揺れにくい」、「揺れにくい」または「非常に揺れにくい」となっている。
	⑨ 災害リスク(津波)	メッシュ重心が津波浸水想定区域に含まれる。	メッシュ重心が津波浸水想定区域に含まれない。
	⑩ 災害リスク(洪水・ため池決壊)	メッシュ重心が洪水浸水想定区域もしくはため池浸水想定区域に含まれる。	メッシュ重心が洪水浸水想定区域もしくはため池浸水想定区域に含まれない。
	⑪ 災害リスク(土砂災害)	メッシュ内に土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域が含まれる。	メッシュ内に土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域が含まれない。
	⑫ 避難施設	メッシュ重心が施設から半径 500m 圏域に含まれない。	メッシュ重心が施設から半径 500m 圏域に含まれる。

■ 分析結果



- **中心部の用途地域の評価が町内では特に高くなっている**一方で、海岸部の用途地域は評価がやや低くなっています。
- また、都市マスで位置づけられた「生活交流拠点」の周辺等は用途地域外であっても比較的评价が高く、**日常生活の中心として将来にわたって居住環境を維持していくことが重要です。**

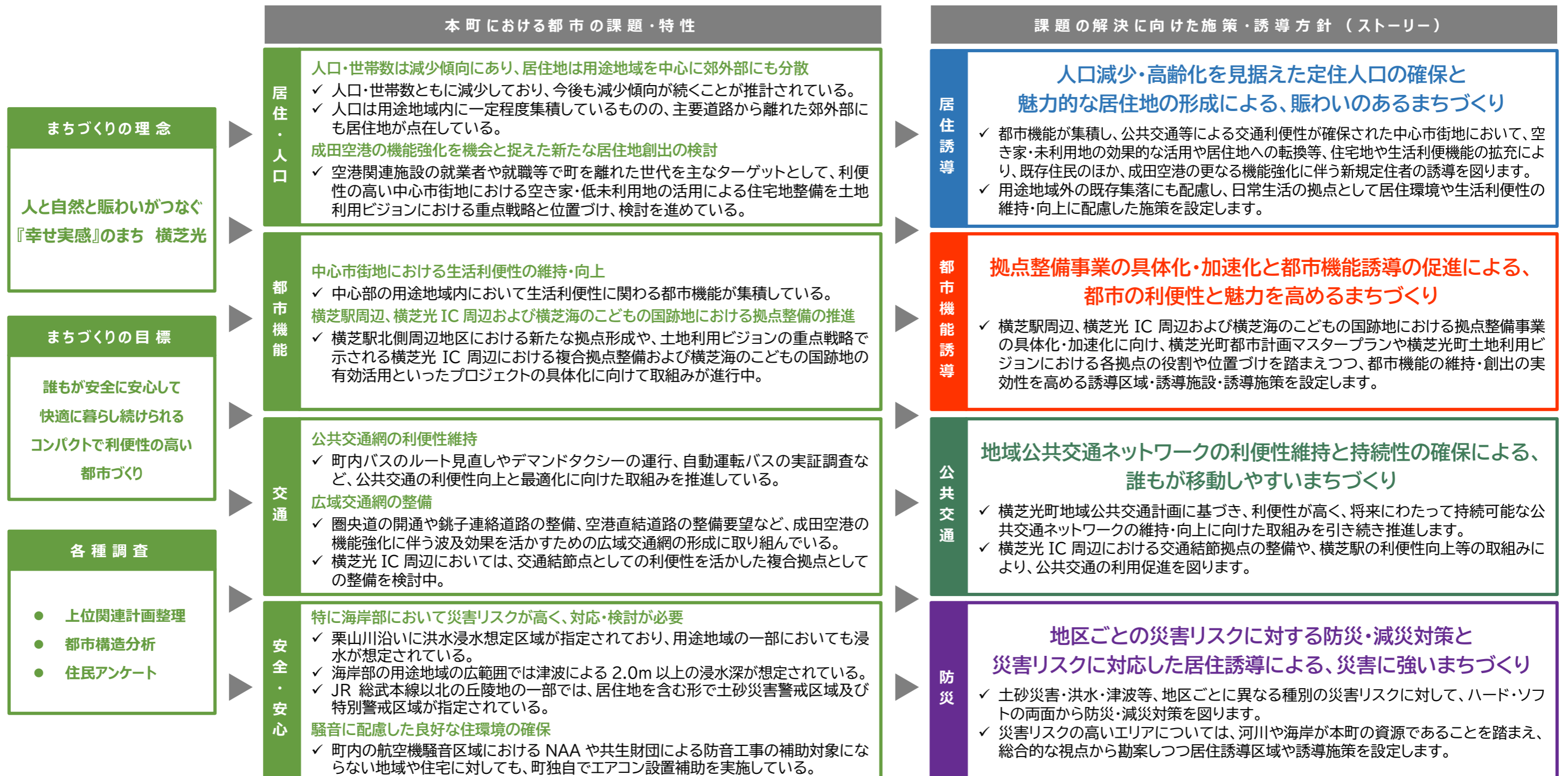
3. 課題解決に向けたまちづくりの方針（ターゲット）および施策・誘導方針（ストーリー）の設定

(1) まちづくりの理念・目標

- 本町では、現在策定中の「第3次横芝光町総合計画」において、「目指すまちの姿」を「人と自然と賑わいがつなぐ『幸せ実感』のまち 横芝光」と掲げていることから、本計画においても、総合計画の基本構想で掲げる「目指すまちの姿」をまちづくりの理念とします。
- また、令和4年3月に策定した「横芝光町都市計画マスタープラン」では、都市計画として目指すべき都市づくりの目標の1つとして「誰もが安全に安心して快適に暮らし続けられるコンパクトで利便性の高い都市づくり」を掲げており、本計画においても、この目標を十分に踏まえ、計画を検討します。

(2) まちづくりの方針（ターゲット）および分野ごとの施策・誘導方針（ストーリー）の設定

- まちづくりの理念・目標やこれまでの各種調査の分析結果から把握できた本町の課題を踏まえ、本町においては、まちづくりの方針(ターゲット)を、立地の適正化に係る「居住誘導」、「都市機能誘導」、「公共交通」、「防災」の4つの分野ごとの施策・誘導方針(ストーリー)として、以下の通り設定します。



4. 目指すべき都市の骨格構造（拠点・軸）の設定

(1) 目指すべき都市の骨格構造（拠点・軸）の設定

- 先に掲げたまちづくりの理念・目標及び方針を実現していくために、本町が目指すべき都市の骨格構造(拠点・軸)については、「横芝光町都市計画マスタープラン」で位置づけた将来都市構造を継承します。

■ 横芝光町が目指す都市の骨格構造(拠点・軸)



(2) 「居住地（ゾーン）」、「拠点」、「軸」の位置づけと方針

- 「拠点」と「軸」に加え、都市計画マスタープランで位置づけられた居住地(ゾーン)の位置づけ及び方針を以下のよう設定します。

■ 「居住地(ゾーン)」、「拠点」、「軸」の位置づけと方針

項目	位置づけ・方針	
居住地(ゾーン)	市街地ゾーン	✓ 既存の都市機能や公共サービスを活かしながら、日常サービスの利便性向上と少子高齢化に対応した機能的かつコンパクトな市街地環境の整備を推進するとともに、成田空港の更なる機能強化に伴う新規就業者の受け皿となる居住地整備を図る
	自然環境共生ゾーン	✓ 森林等の自然環境の維持・保全を進めつつ、整備が予定されている圏央道の広域連携機能を生かした新たな土地利用の展開について、自然環境への影響に配慮しながら計画的に推進
	田園環境共生ゾーン	✓ 水田等の良好な田園環境の維持・保全と、田園環境と調和したゆとりある田園集落環境の形成を促進 ✓ 浸水被害や土砂災害などの自然災害に対する安全性の確保に努める
	海浜交流ゾーン	✓ 海浜や九十九里海岸の美しい白砂青松を将来にわたって保全・育成していくとともに、海浜レクリエーション地としての交流機能や栗山川漁港の利活用と連携した活性化を推進
拠点	都市拠点(横芝駅周辺)	✓ 町の中心・交通結節点として、商業・業務・サービス機能の集積を促進 ✓ 沿道商業地隣接地区では、空き家・未利用地を活用した居住地整備を図る ✓ 横芝駅北側周辺地区では、駅周辺全体の住みやすさ・賑わい向上・交通利便性を高めるべく、町の新たな賑わいの場として暮らしやすさを支える機能誘導を図る
	都市拠点(IC・役場周辺)	✓ 役場周辺地区では、多様な住民のニーズに対応し、既存のサービス機能の維持・充実を図るとともに、空き家・未利用地を活用した居住地整備を図る
	複合拠点(IC周辺)	✓ 「横芝光 IC 周辺産業用地整備基本計画」における基本方針に基づき、交通結節点としてのポテンシャルや地域資源を活かし、雇用の創出や町民の生活利便性の向上、来訪客の集客に資する機能の導入を図る
	産業拠点	✓ 成田空港の更なる機能強化や圏央道の整備等による、立地環境の向上や交通条件の改善を活かし、既存の工業団地や工業集積地における企業誘致による雇用の場の整備や操業環境の保全・育成を図る
	海浜交流拠点	✓ 横芝海のこどもの国跡地について、マリニピアくりやまがわ、栗山川漁港、屋形海水浴場等の周辺観光施設との連携による観光振興や、海・川などを活かしたライフスタイルが体感できるまちづくりの推進に向け、賑わいと雇用の創出に資する機能の導入を図る
	生活交流拠点	✓ 既存の集積を活かしながら公共サービス・情報機能等日常生活サービスの利便性向上を図る
軸	広域交通軸	✓ 東京・千葉方面及び銚子方面等への広域的な都市間を連絡する交通軸 ✓ 交通結節点としての駅前広場の機能充実や、IC アクセス道路の整備促進などにより機能強化を推進 ✓ 成田空港の更なる機能強化の波及効果を最大限享受するため、空港直結道路を広域交通軸として位置づけ、整備を促進
	都市交流軸	✓ 広域交通軸を補完し、周辺都市との連絡や本町の外周を通る国県道へのアクセスと町内のゾーン間を連絡するとともに、市街地の骨格を形成し効率的で円滑な都市活動を支える、東西、南北方向の格子状の幹線道路ネットワーク ✓ 都市拠点の外郭を構成する環状線を位置づけ、都市拠点内への通過交通の抑制を図り、都市拠点内において、安全性の高い交通環境の形成を図る
	水と緑のネットワークの軸	✓ 栗山川に沿って主要な地区間及び主要な公園や地域資源を結び、歩行者や自転車交通に対応したネットワーク ✓ 住民の日常生活に資する軸として、東西方向の交通軸と交わる主要な箇所の周辺における親水空間の形成や、浸水リスクに対応した防災対策を図る

5. 居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定方針

(1) 誘導区域設定の基本的な考え方

- 居住誘導区域及び都市機能誘導区域は、町として将来にわたり、重点的に居住や都市機能の維持・誘導を図る区域を示すものです。居住誘導区域に指定されない区域においても、直ちに居住が制限されるものではなく、現に居住している方の生活が否定されるものではありません。
- なお、災害ハザードエリアについて、居住誘導区域を定めない、または原則として含めないこととすべき、いわゆる「レッドゾーン」と「イエローゾーン」が法令等によって定められています。

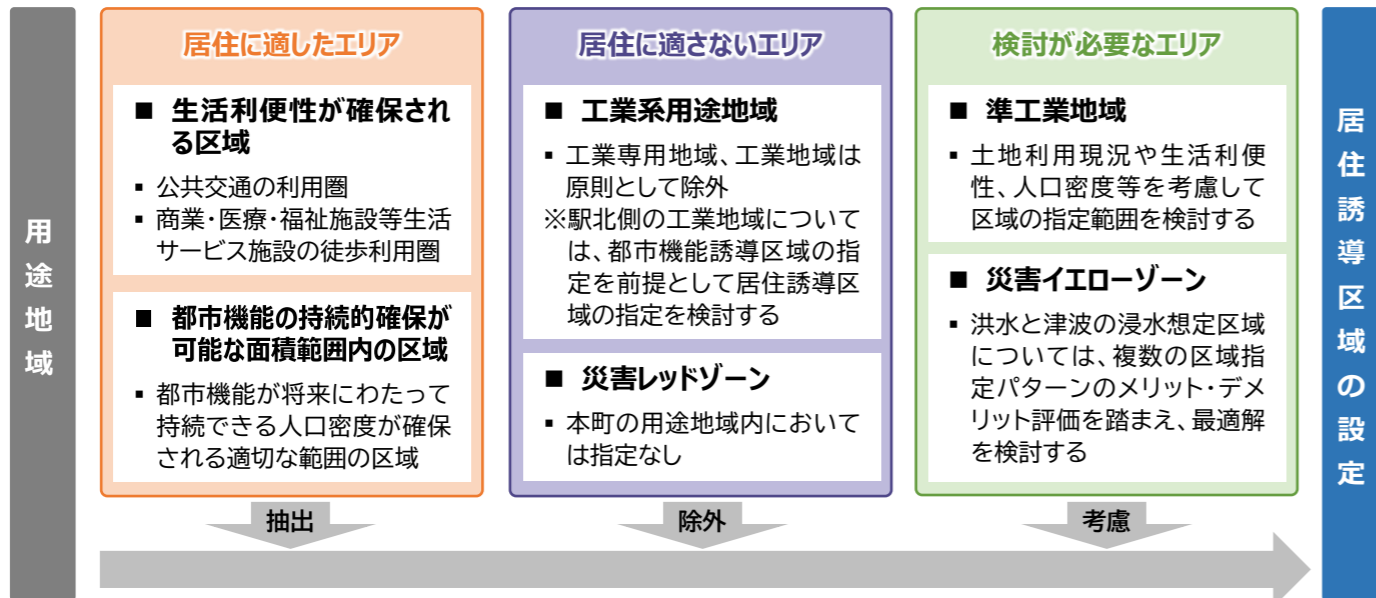
■ 主なレッドゾーン・イエローゾーンと居住誘導区域との関係及び本町の用途地域内における指定の有無

区域	居住誘導区域の指定	用途地域内における指定の有無
レッドゾーン 住宅等の建築や開発行為等の規制あり	災害危険区域(崖崩れ、出水、津波等)	定めない ×
	地すべり防止区域	定めない ×
	急傾斜地崩壊危険区域	定めない ×
	土砂災害特別警戒区域	定めない ×
	浸水被害防止区域	定めない ×
イエローゾーン 建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている	津波災害特別警戒区域	原則として含まないこととすべき ×
	浸水想定区域	○
	土砂災害警戒区域	×
	津波災害警戒区域	×
	津波浸水想定(区域) 都市浸水想定(区域)	総合的に勘案し、適切で無いと判断される場合は、原則として含まないこととすべき ○

立地適正化計画策定の手引き【基本編】(国土交通省)より一部加工して作成

(2) 居住誘導区域の設定方針

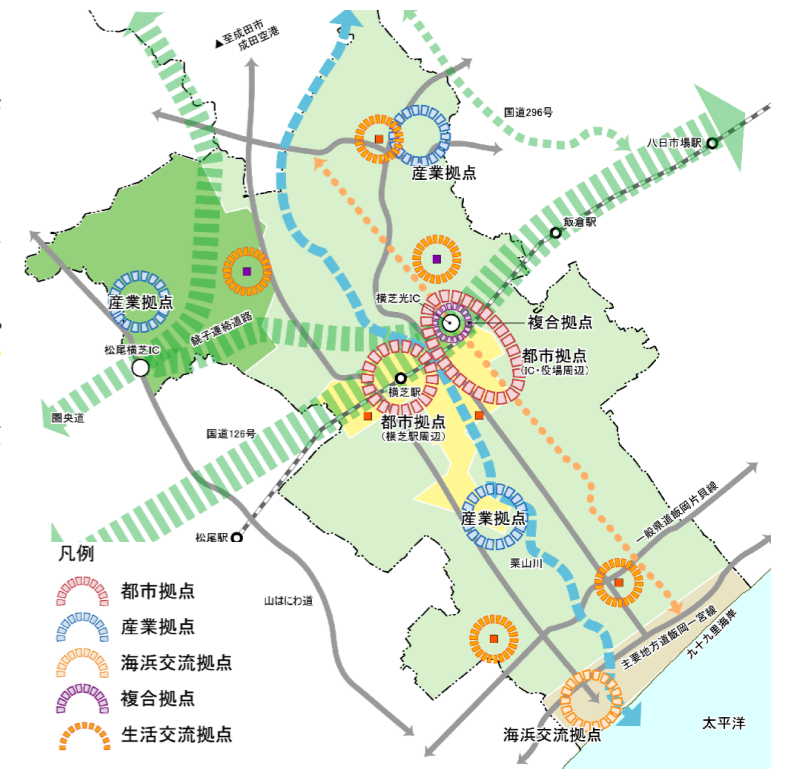
- 居住誘導区域は、①生活利便性が確保される区域、②都市機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域、③災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域といった条件を満たす区域での設定が望まれます。日常の生活利便性が一定程度確保されており、安全性の高いエリアに指定することが大前提となることから、以下のフローに基づいて、誰もが納得できる根拠に基づいた区域設定を行います。



(3) 都市機能誘導区域の設定方針

- 都市機能誘導区域は、鉄道駅に近い業務・商業等の機能が集積する地域など都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域などの都市の拠点となるべき区域であり、原則として居住誘導区域内に設定します。
- 本計画においては、「横芝光町都市計画マスタープラン」の将来都市構造で位置づけた拠点を対象に、都市機能誘導区域・誘導施設の指定を以下の通り検討します。

■ 都市計画マスタープランにおける将来都市構造



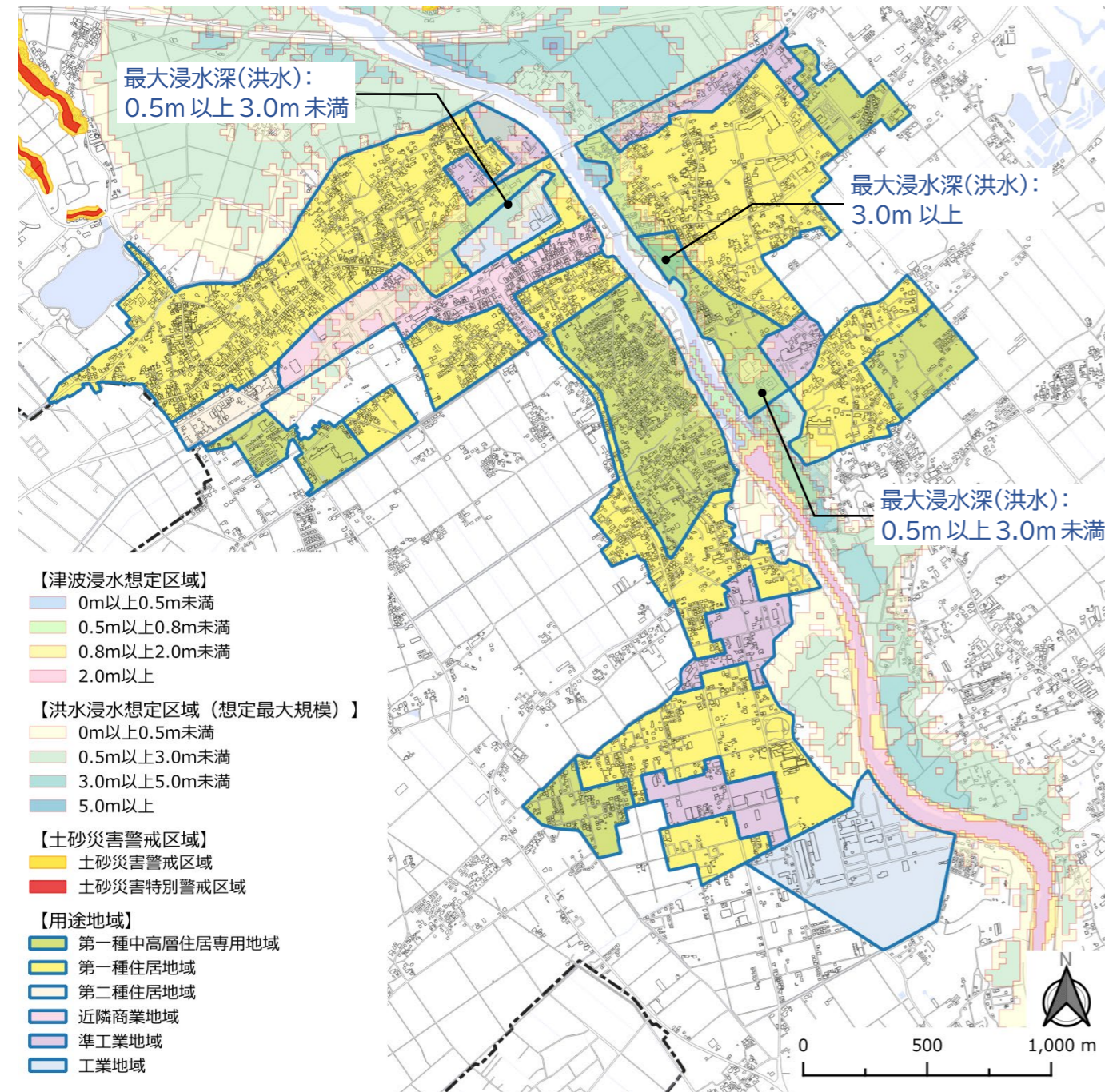
■ 都市計画マスタープランで位置づけた拠点ごとの都市機能誘導区域・誘導施設の指定方針

拠点名	指定方針	誘導施設(案)
都市拠点 (横芝駅周辺)	指定する 活用が検討されている駅北側周辺地区と駅南側周辺の都市機能が集積している近隣商業地域を対象に設定	商業施設、公共施設、医療施設、銀行など、 駅北側周辺整備の事業内容と整合 を図って設定
都市拠点 (IC・役場周辺)	指定する(IC周辺以外) 役場や町民会館、中学校など公共公益施設が集積しているエリアを対象に設定 ■ 今後の施設整備・再編の可能性、方向性と整合した区域設定	役場、文化会館、図書館、中学校、商業施設など、 既存機能と拡充させたい機能 を設定
複合拠点 (IC周辺)	今回は指定しない ※次回見直しで追加指定 ■ 現段階では用途地域が指定されていないため誘導区域の設定はできないが、 具体的な事業手法等が決定し、用途地域の指定が担保された段階で、誘導区域への追加指定が円滑に進められるよう、今後の道筋やスケジュール感を明示	指定する際は… ⇒ 商業施設、公共施設など、拠点整備の事業内容と整合 を図って設定
産業拠点	指定しない ■ 住民や来訪者の利便性向上に資する機能を有する拠点ではないため指定しない	— (工業施設は誘導施設の対象外)
海浜交流拠点	指定の可能性あり ■ 横芝海のこどもの国跡地でのリゾート拠点としての整備が検討されていることから、事業者との調整を図りながら、誘導施設に該当する施設整備が想定される場合は誘導区域として設定	ホテルなどの宿泊施設は誘導施設の対象外だが、 商業施設など複合的な施設整備の可能性に応じて設定
生活交流拠点	指定しない ■ 郊外の生活拠点となるが、用途地域外のため指定の対象外	—

(4) 用途地域内における災害リスクの分布状況

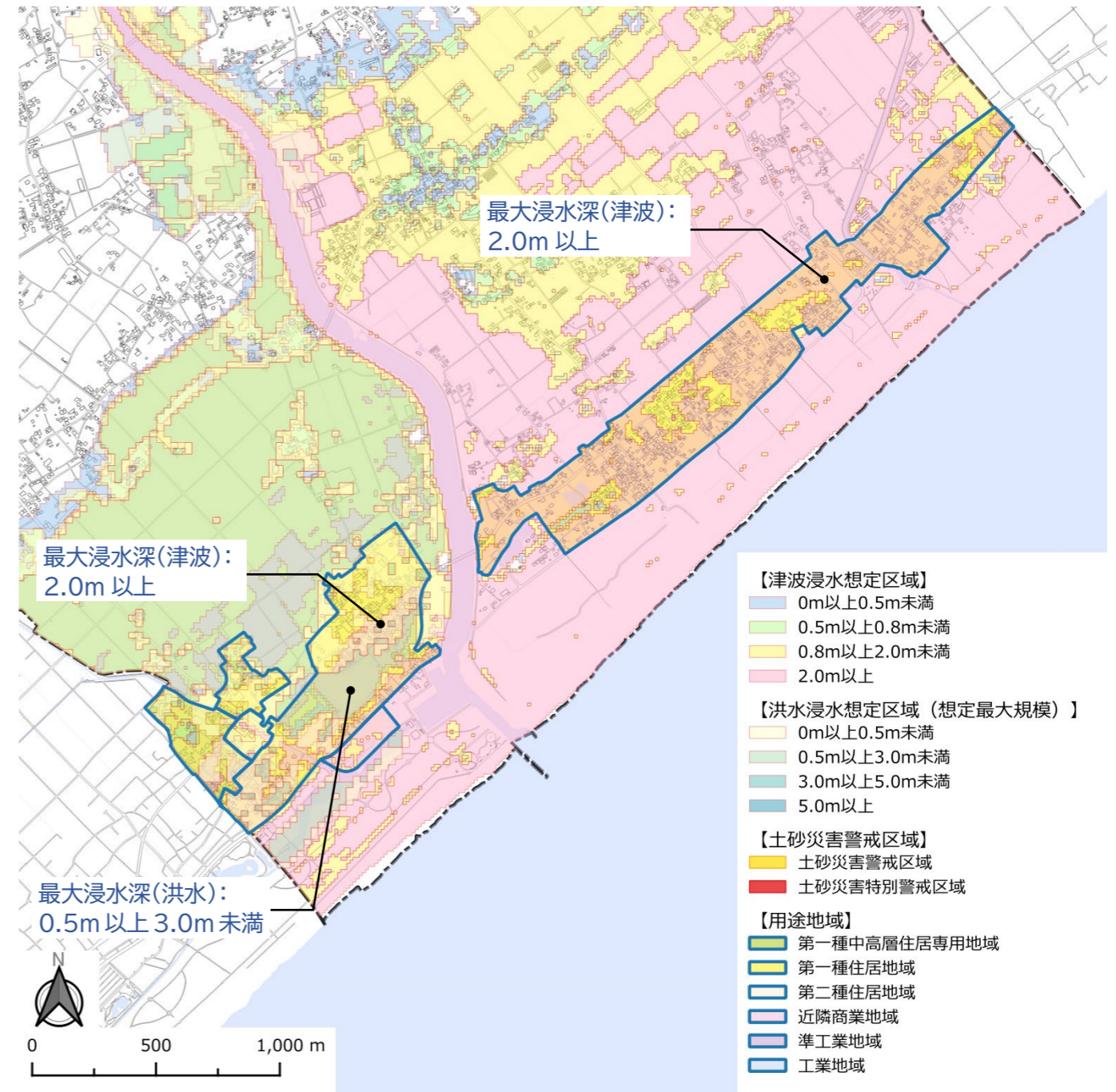
- 本町においては、中心部の用途地域では一部に想定最大規模の洪水浸水想定区域(最大浸水深:3.0m以上)が、海岸部の用途地域では、想定最大規模の洪水浸水想定区域(最大浸水深:0.5m以上3.0m未満)に加え、津波浸水想定区域(最大浸水深:2.0m以上)が指定されています。
- 災害リスクのある区域を居住誘導区域に指定する場合には、防災対策の強化や避難体制の確保等をあわせて検討することが前提となります。一方で、災害リスクを踏まえて居住誘導区域に指定しない場合でも、当該区域の安全性をどのように維持・確保していくのか、代替の施策を整理することが重要となります。

■ 用途地域と災害リスクの重ね合わせ(中心部)



(出典) 土砂災害警戒区域:国土数値情報「土砂災害警戒区域データ(令和6年)」
 洪水浸水想定区域:国土数値情報「洪水浸水想定区域データ(河川単位)(想定最大規模, 令和6年)」
 津波浸水想定区域:横芝光町防災マップ
 用途地域:国土数値情報「都市計画決定情報データ(令和6年度)」

■ 用途地域と災害リスクの重ね合わせ(海岸部)



(5) 居住誘導区域の指定パターンごとのメリット/デメリット・類似事例の整理

- 浸水想定区域での居住誘導区域及び都市機能誘導区域の指定については、いくつかのパターンが想定されます。パターンごとの「メリット・行政としてのねらい」、「デメリット・対応が必要となる事項」、「事例」を以下の表に整理しました。
- 誘導区域の指定にあたっては、このようなパターンごとの評価を踏まえて、横芝光町における最適解を検討することが重要となります。

■ 居住誘導区域の指定パターンと類似事例

指定パターン	メリット・行政としてのねらい	デメリット・対応が必要となる事項	事例	
居住誘導区域を指定しない	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 届出制度と独自の安全基準の付与を組み合わせることで、浸水対策を講じた住宅整備の誘導が可能(例: 独自にまちづくり条例を定め、居住誘導区域外での建築・開発に対する安全基準を設ける、住宅建築や移住定住に対する助成金の対象外とする など) ✓ 災害リスクの高いエリアに積極的に居住を誘導しないという方針の明示 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 都市機能誘導区域の指定が原則不可 ✓ 届出制度の開始により、一定の規模以上の建築・開発に届出が必要になる ✓ 居住誘導区域外となった住民にとって、不公平感が生じる可能性がある 	<p>○長生村</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 海岸部の住居系用途地域について、将来都市構造において「観光交流拠点」として位置付けながらも、ほぼ全域で 2.0m 以上の津波浸水が想定されているため、居住誘導区域から除外 ✓ 都市機能誘導区域についても、海岸部の用途地域では指定していない <p>○銚子市</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 居住誘導区域から、土砂災害警戒区域・家屋倒壊等氾濫想定区域・津波浸水想定区域の浸水深 2.0m以上の区域を除外し、防災指針において、災害危険性の低いエリアへの居住誘導・都市機能誘導を図ることを明記 ✓ 想定最大規模の洪水浸水想定区域については、3.0m 以上の浸水区域にかかる住居系建物が一部存在するものの、居住誘導区域からは除外せず、防災指針において河川整備等による居住地の浸水被害の低減を位置付けている 	 <p>(出典) 長生村立地適正化計画(令和6年度公表)</p> <p>STEP 2 居住誘導区域から除外すべき区域の抽出</p>  <p>(出典) 銚子市立地適正化計画(令和6年度策定)</p>
居住誘導区域を指定する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 都市機能誘導区域の指定が可能 ✓ 災害リスクの高いエリアにも居住を誘導してきた過去の町の方針との整合を図ることができ、中心部と海岸部の用途地域間の不公平感が生じない 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害に伴う被害が発生した際に、行政責任を問われる可能性がある ✓ ハザードエリアを居住誘導区域に含める場合、適切な防災・減災対策を防災指針として位置づけることが必要 	<p>○木更津市</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 津波及び洪水の浸水深 3.0m 以上となる箇所について現地調査を実施したうえで住居の浸水リスクは無いものと判断し、各浸水想定区域を居住誘導区域に含めている ✓ 3.0m 未満の浸水想定区域においても、主要な拠点が既に形成されていることから、防災指針に基づき防災・減災対策に取り組むこととしている 	 <p>(出典) 木更津市立地適正化計画(令和5年度変更)</p>
都市機能誘導区域のみ指定する	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害リスクの高いエリアに積極的に居住を誘導しないという方針を示しつつ、魅力・利便性の向上に資する拠点整備の促進が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 居住誘導区域指定の原則から外れるため、国協議において対応が必要 	<p>○名古屋市</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 各種災害リスクの大きい範囲を居住誘導区域には含めていないが、鉄道駅等の既存のストックの有効活用、拠点的な都市機能の立地による避難空間の確保により防災性の向上が考えられるという点をふまえ、土砂災害特別警戒区域等を除いて、「災害リスクが大きい範囲」であっても都市機能誘導区域の設定にあたっては考慮しないこととし、一部のエリアでは都市機能誘導区域のみを指定している 	 <p>(出典) 名古屋市立地適正化計画(令和6年度変更)</p>

(6) 災害リスクに対する住民意向

- 住民アンケートにおいて、現在の横芝光町の防災対策について、「必要だと思う取組み(あてはまるものをすべて選択)」及び「特に必要だと思う取組み(2つまで選択)」をたずねたところ、大総・日吉・南条地区では「土砂災害への対策」、横芝・東陽地区では「市街地での道路冠水を防ぐ施設整備」、上堺・白浜地区では「津波を防護、または津波から避難するための設備の充足」と、**地区ごとの災害リスクに応じた取組みが特に求められていました。**
- 町の今後の居住の誘導方針にかかわる「災害リスクの高いエリアにおける建築の抑制」については、「必要だと思う取組み」としては約30~40%程度回答されているものの、「特に必要だと思う取組み」としては約10%以下の回答に留まっています。

必要だと思う取組み(回答者の居住地区別の回答割合)

横芝光町で必要だと思う防災対策の取組み【すべて選択】	大総地区 n=83	日吉地区 n=81	南条地区 n=77	横芝地区 n=522	東陽地区 n=233	上堺地区 n=115	白浜地区 n=152
避難所における環境整備	65.1%	67.9%	67.5%	78.9%	72.1%	70.4%	76.3%
建物などの耐震化の促進	49.4%	46.9%	57.1%	55.0%	50.2%	48.7%	47.4%
津波を防護、または津波から避難するための設備の充足	45.8%	45.7%	51.9%	58.6%	56.7%	68.7%	67.8%
がけ崩れなどの土砂災害への対策	62.7%	64.2%	75.3%	43.1%	42.1%	38.3%	38.2%
市街地での道路冠水を防ぐ側溝や排水路などの整備	59.0%	54.3%	66.2%	71.3%	63.9%	60.9%	55.3%
河川の氾濫を防ぐ堤防や排水施設などの整備	67.5%	69.1%	70.1%	64.6%	64.4%	67.0%	66.4%
公園などの防災機能の向上	19.3%	33.3%	36.4%	36.2%	29.2%	23.5%	27.6%
防災訓練や防災組織など地域防災活動の充実	25.3%	32.1%	41.6%	33.9%	24.9%	26.1%	25.7%
一人ひとりの防災に対する意識の醸成	44.6%	48.1%	44.2%	45.8%	42.9%	45.2%	45.4%
災害リスクの高いエリアにおける建築の抑制	31.3%	27.2%	39.0%	35.8%	33.9%	33.0%	28.9%
その他	2.4%	1.2%	0.0%	2.5%	0.9%	3.5%	2.0%

■:最も多い回答 ■:2番目に多い回答 ■:3番目に多い回答 ※その他、無回答は除く

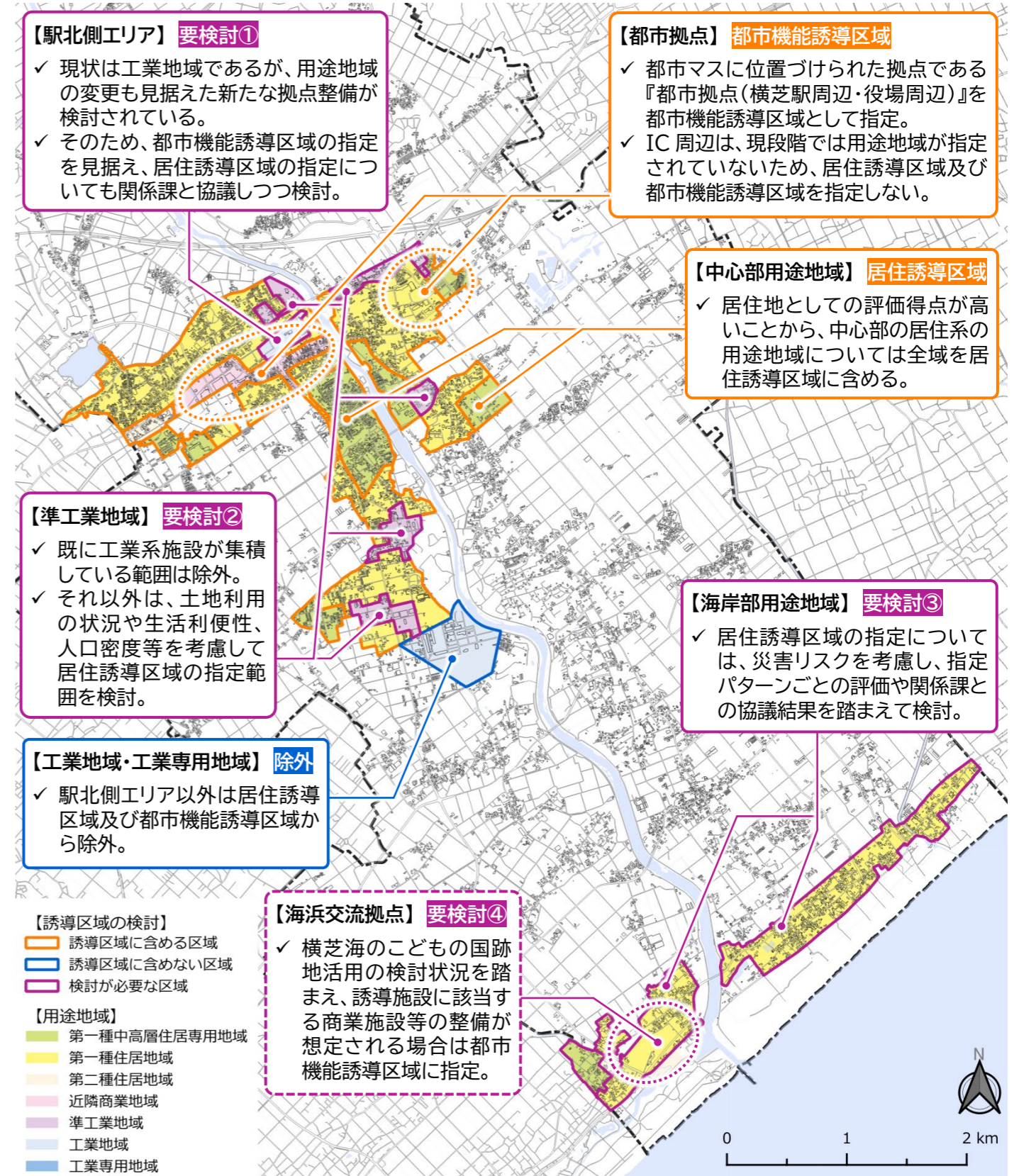
特に必要だと思う取組み(回答者の居住地区別の回答割合)

横芝光町で特に必要だと思う防災対策の取組み【2つ選択】	大総地区 n=83	日吉地区 n=76	南条地区 n=73	横芝地区 n=492	東陽地区 n=228	上堺地区 n=112	白浜地区 n=150
避難所における環境整備	42.2%	47.4%	43.8%	52.0%	51.3%	46.4%	48.7%
建物などの耐震化の促進	19.3%	22.4%	13.7%	19.1%	20.2%	12.5%	11.3%
津波を防護、または津波から避難するための設備の充足	13.3%	18.4%	19.2%	19.9%	21.9%	34.8%	47.3%
がけ崩れなどの土砂災害への対策	42.2%	42.1%	39.7%	5.1%	5.3%	7.1%	3.3%
市街地での道路冠水を防ぐ側溝や排水路などの整備	16.9%	9.2%	20.5%	34.1%	30.3%	24.1%	22.0%
河川の氾濫を防ぐ堤防や排水施設などの整備	31.3%	27.6%	21.9%	27.4%	33.3%	31.3%	32.0%
公園などの防災機能の向上	1.2%	3.9%	4.1%	7.5%	3.1%	8.0%	6.7%
防災訓練や防災組織など地域防災活動の充実	1.2%	7.9%	8.2%	4.9%	3.1%	4.5%	2.7%
一人ひとりの防災に対する意識の醸成	6.0%	7.9%	15.1%	16.5%	17.5%	7.1%	14.7%
災害リスクの高いエリアにおける建築の抑制	10.8%	3.9%	5.5%	2.8%	3.1%	7.1%	4.0%
その他	2.4%	1.3%	1.4%	1.4%	0.4%	3.6%	0.0%

■:最も多い回答 ■:2番目に多い回答 ■:3番目に多い回答 ※その他、無回答は除く

(7) 居住誘導区域・都市機能誘導区域範囲の検討

- 町内の用途地域について、「誘導区域に含める区域」、「誘導区域に含めない区域」、「検討が必要な区域」を整理しました。「**検討が必要な区域**」については、当該区域の現況や関係課との協議結果を踏まえ、**誘導区域へ含めるか除外するかを検討**します。



6. 今後のスケジュール

- 「横芝光町立地適正化計画」は、以下のスケジュールで検討・作成を進めていきます。立地適正化計画策定委員会は、来年度3回の開催を予定しています。

